



外報摘要

第三回



114
A 772
3



外報摘要第三回目次

一 ロバノツフ公ト露國政策及公ノ後任

其一、ロバノツフ公

其二、露國政策ト公ノ後任

ニクリート事件ノ落着書

以上

明治二十九年十一月一日脱稿

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

ロバノツフ公ト露國政策及公ノ後任

其一、ロバノツフ公

公爵ロバノツフスコストフスキーハ世々露國ノ
名族ニシテ其先ハ露國帝國ノ創立者トシテ知
ラレタルルリコウイツク家ニ出ツ公ハ千八百
二十四年十二月三十日ニ生シ帝國々立アレキ
サンドロフスキーリセウム學校ヲ卒業シ幾千
モナクシテ外務ニ入レリ時ニ公年二十歳(俄國
新聞ニ依レハ公ノ外務ニ入りシハ二十一歳ノ
時ナリト)是公ノ國務ニ從事セシ始メナリ、公ノ

外務ニ入ルヤ其敏腕及識能ハ忽チ長官ノ認ム
ル所トナリ數月ニシテ二等秘書官トナリ三年
平八百四十七年ニシテ一等秘書官ニ榮進ニ當
時名威赫々タリシネセルロド伯ノ下ニ鼓舞
獎勵セラレ茲ニ公ハ外交上ノ儀式慣例ハ勿論
其神秘機畧ニ至ルマテ悉ク知得セリ後平八百
五十年公ハ出テ、伯林大使館ノ書記官トナリ
留ルコト數年ニシテクリミヤ戦争ノ畢ルヤコ
ニスタンチノール公使館ノ參事官ニ轉ニ三
年ニシテ全權公使ニ進メリ

公ハ職ヲ外務ニ奉セシヨリ常ニ眼ヲ東方問題
ニ注キ是カ研究ニ力ヲ専ラニセシガ今ヤ任ニ
公使ニアルヲ以テ其素養ノ智識及經驗ヲ實行
スルノ機會ニ到着シヌ、唯ニ公ノ智識ノミナラ
ス其奇才果斷及親睦ニ易キ風彩凡ソ是等ノモ
ノハ轉々公ヲ敬慕セシメ人ヲシテネセルロ
ド伯ノ東方政策ハ公ヲ待テ始メテ成功スヘク
類ル公ノ前途ヲ欣羨セシメシニ、圖ヲサリキ公
ノ一身上ニ起リシ支障ハ社會ノ餘望ニ背キ公
ヲシテニース(佛)ニ退隱スルノ止ムヲ得サルニ至

ヲシメタリ之レ實ニ千八百六十三年ノ事ナリ
キ、爾來退隱ニ年ヲ消ス數年ニシテ露國ニ歸リ
再ヒ國務ニ服シ又然レ其國務ニ服セシハ外
務ニアラスシテ内務ナリシ即出テ、ヲレール
州ノ知事トナリ更ニ内務次官トナリ前後十年
其職ニ從事セリ

然ルニ千八百七十八年偶露土戰爭ノ畢ルヤ公
ハ突然擢ラレテ特命全權公使ヲ拜シ彼有名ナ
ルイクナチーフ伯ノ後任トシテ任ニコンスタ
ンチノーブルニ赴キ又當時露國ハ新戰ノ創痍
ニ

赤夕癒エス其善後策ヲ完ツセシニハ須ラク平
和ヲ保タサルヘカラス、而シテ之ヲ為スニハ一
方ニハ露土ノ親交ヲ恢復シ歐洲列國トノ圓滿
ヲ圖リ他方ニハ隱約ノ間自國ノ品位ヲ維持シ
其利益ヲ保護セサルヘカラス、左レハ其任ヲ重
且大ニシテ風俗庸才ノ當ルヘカラサルモノタ
リシナリ、然ルニ公ハ國位ヲ辱カシメス巧ニ之
ヲ完フセリ、蓋シ皇帝アレキサンドル二世陛下
ノ公ヲ擇ヒシハ其着眼固ヨリ此所ニアリシニ
陛下ノ明鑑過クス公ノ技倆之ヲ完フシテ餘蘊

ナカリシカハ公ハ翌年即千八百七十九年ノ末
ニ至リ進メラレテ倫敦駐在全權公使トナリシ
モ居ルコト滿三年ナラサルニ怡モ露墺ノ國際
ハ日一日ト非ニ傾キ公使其人ヲ要スルニ至リ
公ハ維納駐在公使ニ轉セリ是公ノ為メニ至難
ノ地位タリシナリ何トナレハ露墺ノ國際ハ從
來相善カラサリシニ露土戰爭ハ更ニ之ニ刺撃
ヲ與ヘ次クニサニステフワノ條約柏林會議
三國同盟等ヲ以テセシカハ急機將ニ迫リツ、
アレハナリ然ルニ公ハ此難局ニ際シ其事ヲ處
三

スル遺算ナク兩國々際間ノ一再ナラサル破裂
ヲシテ能ク未前ニ防キ却テ親交ヲ結ハシムル
ニ至レリ若シ夫レ公ニシテアラスンハ早ク既
ニ兩國ハ兵戈ヲ以テ相見ヘシナラニ於茲乎露
帝亞歷山三世陛下ハ其帝國一等章ナル「セント
アンドリユウ勳章ヲ墺帝フランシスジヨセフ
陛下ハ「ゴールデンフリーズ勳章ヲ公ニ賜ヒ以
テ其勳功ヲ表証セリ而シテ公ノ維納駐在公使
タリシハ十三年ノ長日月ナリシ
既ニシテ外務大臣ギールスノ死スルヤ公ハ全

ク其後任トシテセント。ピータースバーグニ召喚セラル、ヲ自ラ豫期シタリキ、然ルニ皇帝陛下ハ公ヲシテ伯林ニ轉セシメ外務ノ後任トシテハエムデースタールヲ舉ケントセリ、公ハ失望セリ落膽セリ而シテ公、伯林赴任ハ故ラニ説明ヲ要セサルモ最モ嫌疑スル所ナリシ、左レハ公ハ此際寧口退隱ニテ餘閑ヲ送ラント決心セシカ、スタール菲才重任ニ堪エスト命ヲ辞セシ結果ハ公ヲシテ素願ヲ貫徹セシムルニ至リ是レ實ニ千八百九十五年(即昨年)三月ノ事ナ

リキ

公ノ外務大臣トナルヤ非常ナル活動ト勉強トヲ表ハシ其知友ヲ驚カシ属僚ヲ狼狽セシメ特ニ土都、英京、奥都内務等ニ於テ公ニ従属セシ儕輩ヲシテ叱驚セシメタリ、蓋シ渠等ハ公ヲ誤解セシナリ、初メ公ノ命ヲ奉スルヤ渠等竊ニ謂ヘラク其方針活動皆是ギールスノ如クナラント、焉ニソ知ランヤ公ノ舉措斯ノ如クナルヲ、在レハ渠等ハ公ヲ目シテ嚴課大臣トシ従テ公ノ名望渠等間ニ惡シカリシ之レ畢竟渠等一般カ公

ヲ誤解セシノ致ス所ナリト雖モ公カ過去ノ行
為ニ見ハ其誤解タル敢テ強チ理ナキニアラス、
他ナシ公ノ外交官トシテ土都英京瓊都等ニア
ルヤ職務上止ルヲ得サルニアラサルヨリハ交
際モセス又對話モナサス、終日一室ニ籠居シ專
ヲ歴史文學ヲ攻究シ殆ント人事ヲ解セサルモ
ノ、如ク公ノ書記官等カ其公書ニ記名ヲ得ル
ニサヘ頗ル困難ヲ感セシホトナリト又公ノ内
務次官トシテ職ニアルヤ公ハ種々ノ改革案ヲ
時ノ大臣々マシーフ將軍ニ提出セシモ大臣ノ

之ヲ拒絕セントスルヲ見ルヤ之ヲ撤回シ職務
上餘儀ナキ義務ニアラサレハ省ミサリシトノ
事是レナリ故ニ公ハ一般ニ無類ノ怠情者トシ
テ知ラレシナリ然レトモ恐ラクハ亦無類ノ活
動家タリシナリ、左レハ
公ノ外務大臣トナルヤ其胸中鬱勃タル政策ハ
着口實行セラレタリ、而シテ其第一着手ハブル
ガリヤ、セルビヤ、モンテネグロ等諸國ニアリシ、
元來公ハ其外交官使タル時ニ當テハ是等ノ諸國
ニ對シ頗ル冷淡ナリシモ一度ヒ外務大臣タル

ニ造ヒ、セルビヤ内閣ハ忽チ財政上、補助ヲ受
ケ次テモンテネグロ國亦露國ヨリ武器ノ支給
ヲ蒙リヌ、既ニシテ世界ハブ露兩國間ニ媾和成
レリトノ報ニ接スルト同時ニ千八百八十六年
ノ小戰以來吳越モ帝ナラサリシブルカリヤ及
セルビヤノ西國ハ露ノ勸告ニ従ヒ義兄弟ノ情
ヲ結ビシトノ報ニ接セリ
次ニ公ノ着手セシハアルメニヤ事件ナリシ抑
談事件ハ世人モ知ル如ク土政府ノ其領地アル
メニヤニ於ケル基督教徒虐政ニ其端ヲ發シタ

ルモノナルヲ以テ露國ハ從來ノ政策ニ對シ談
事件ニ関シテハ土政府ヲ抑ヘ基督教徒ノ願意
ヲ貫徹セシメサルヘカラサル筈ナリ然ルニ公
ハ断然他策ヲ執リ英國首相サリスビユリ侯
ノ提議ヲ排シ却テ土耳其帝ヲ保護セリ蓋シサ
リスビユリ侯ノ提議ハ歐洲列國共同シテ土
政府ニ勸告シ以テアルメニヤニ於ケル基督教
徒虐殺ヲ鎮滅セントスルニアリシカハ帝ニ其
提議ノ妥當ナルノミナラス又露國既往ノ政策
ニ適合シタルモノナリ故ニ露國ハ自家ノ面目

ニ對シテモ之ニ同意セサルヘカラサルニ公ハ
翻テ土帝ヲ助ケ歐洲列國ノ蹂躪ヲ拒キ其体面
ヲ維持セシムルト同時ニ單リ露國ヲシテ土ノ
純然タル保護者トナスニ至レリ而シテ露國從
來ノ政策如何ト見ハ露國ハ土耳其領内ニ存ス
ル基督教徒保護者ヲ以テ自ラ任シタルニアリ
シナリ

次ニ又公ノ着手セシハ晚近其結末ヲ告ケシク
リトト事件是レナリ談事件ニ関シテハ始メ公
ハ奧國提議、歐洲列國共同封港運動ニ同意セ

シモ英國ノ拒絶ニ會ヒ漸ク亦其非ナルヲ悟ル
ヤ公ハ忍テ犬猿ノ感アリシ英國首相ノ提議ヲ
贊シ巧ニ前恩ヲ利用シ以テ土耳其帝ヲ或ハ脅
迫ニ或ハ勸諭シ遂ニクリト人ヲシテ其願意
ヲ貫徹セシムルニ至レリ惟フニアルメニヤ事
件ト云ヒククリト事件ト云フ其擾乱タルヤ皆
是共ニ基督教徒ニ係ルモノ而シテ一ハ土帝ニ
左祖シテ教徒ヲ制シ他ハ之ニ反抗シテ却テ教
徒ヲ揚ク而モ一ハ英國ノ相當ナル提議ヲ無視
シ他ハ之ヲ採用ス而シテ其功ノ帰スル所ハ等

シク公ニアリシナリ
更ニ又眼ヲ轉シテ公ノ着手セシ一大事件ヲ需
メハ他ナシ極東ニ於ケル日清事件是レナリ蓋
シ公ノ就職當時ハ恰カモ日清兩國平和ヲ回復
セントスルノ際ニシテ聞クカ如クシハ前外務大
臣ギールスノ死後一時其任ヲ攝セシシ、キン
ノ如キハ全ク日本ノ味方ナリシモ、公ノ就職ス
ルヤ形勢頓ニ一變シ公ハ直ニ自家ノ政策ヲ實
行セリ、政策トハ何ソ曰ク清國保護是レナリ、公
ハ即此目的ヲ達セン為メ共同運動ヲ英ニ申込
ハ

メリ然ルニ英ハ之ヲ拒絕セリ於茲公ハ佛獨ニ
申込ミ遂ニ其目的ヲ貫徹セリ世々所謂三國同
盟遼東還附事件トシテ知ラル、モノ是レナリ、
而シテ談事件ニ関シ英ハ全ク露否寧口公ノ為
メニ致サレシナリ何トナレハ英ノ拒絕ス可キ
ハ公ノ夙ニ知ル所佛獨ノ應スヘキハ又公ノ豫
期スル所ニシテ英ノ處置ハ偶以テ公ヲシテ我
事成レリト謳歌セシメタルニ過キサレハナリ
斯クシテ公ハ清國ヲシテ土ノアルメニヤ事
件ニ對スル如ク其恩ヲ感セシメ、一方ニ多年依

頼セシ英國ヲ排シテ他方ニ露國ヲシテ唯一ノ
後見タルニ到ラシメヌ(四言或曰フ公ノ持國ニ對スル政策ハ先ニ皇帝陛下カレ
川ヤニ旅行シ持來清國ニ於ケル露國ノ地位ヲ定メニヨリト)
以上掲ケ來リシ所ノモノハ皆是公カ僅々十八
ヶ月間ニ着手ニ成功シタル事業、最モ顯著ナ
ルモノニシテ其他小細ノ事業及着手中ノモノ
ニ至ツテハ殆ント放棄スルニ違アラヌ、而シテ
其事ヲナスヤ臨機應變一度断セントスルヤ猛
進銳意毫無四周ヲ憚カテス、唯專心露國ノ國是
ヲ發揚スルニアリシ、蓋シ公ノ國是トスル所ハ
渠ネセルロード及ギールス等ノ主眼ニ數歩ヲ

進メ露國ヲシテ歐亞切言スレハ世界ノ霸王ト
ナスニアリテ公ハ平和ノ手段ニヨリテ此目的
ヲ成就セント期セリ、故ニ苟モ國是ニ適スルモ
ノナリセハ如何ナル手段如何ナル權謀如何ナ
ル策略ヲモ施シテ敢テ省ミサリキ、一時敵國及
社會カ公ヲ見テ平和狂者ナリト唱導セシ如キ
ハ實ニ露國ノ為メ將公ノ國是ノ為メニ大利益
ナリシナリ、
公ハ就職以來單ニ眼ヲ東方問題ニ注キシノニ
ナラス又歐洲問題ニ注キヌ左レハ早ク内少壯

有為ノ皇帝ヲ輔ケテ國是ヲ定メ外之カ實行ニ
顛沛造次モ怠ラサリキ而シテ其實行ニ就キ窮
カニ謂ヘラク我目的ヲ達スル唯一ノ英ヲ排ス
ルニアリト即アルメニヤ事件及クリト事件
ニ對シテ英ヲ疎外シ若クハ犠牲ニシ日清事件
ニ對シテ之ヲ除キ或ハ佛國ニ結ヒテ二國同盟
ヲ組織シ或ハアビシニヤ事件ニ際シ巧ニ伊太
利ニ通シテ三國同盟ヲ麻痺セシメ或ハ又澳ト
無二ノ親交ヲ約セシ如キ算ニ來レハ皆是排英
策ニ外ナラス宜ナル哉公ノ拜任ト同時ニ英露

親近ノ声其跡ヲ絶チシヲ人アリ或ハ曰ク公ノ
排英思想ハ實ニ日清事件共同干涉當時ニ胚胎
セリト是寔ニ誤レルノ甚シキモノ公ノ思想ハ
既ニ業ニ確固不敍タリシナリ顧フニ這回露國皇帝
陛下ノ漫遊モ公ノ誘導ニ出テ兼テ其雄圖進行
ノ一段タリシナラシ然ルニ不幸其漫遊モ未
タ半ハナラスシテ八月三十日維納ヨリキ一フ
ニ赴クノ途中ニ於テ没シヌ若シ夫レ公ニシテ
尚少シク長命セハ恐ラクハ露國雄圖ノ實行ヲ
見且サリスビユリ一侯否英國トノ決鬪ニ於ケ

ル勝敗ヲ伺フヲ得シナラン、勿論公ノ伎倆ハ最
早英國ノ美認スル所ナリト雖モ而カモ其結末
ヲ見ル能ハサリシハ豈遺憾ナラスヤ
公ハ中丈ニシテ其容貌秀麗眼光炯々トシテ口
髭雪ノ如ク、行為卓犖ニシテ儀禮ヲ備ヘリ、而シ
テ寧ロ若見ヘノ姿様ヲ具ニシキ、其性到テ沈着
ニシテ剛毅常ニ勵精セス然レモ事アルヤ之ヲ
處スルニ精苦力行轉々人ヲシテ驚倒セシメタ
リキ、公箒ヲ易ユルノ時年七十有二嗚呼悲哉
其二、露國ノ政策ト公ノ後任

公ノ遠逝ニ就キ其驚愕ト痛恨トハ歐洲各國
新聞ノ異口同音ニ記スル所ニシテ特ニ譯出ス
ルノ必要ナキニヨリ暫ク之ヲ省キ、今公ノ死
後ニ於ケル露國ノ政策及其後任ニ就キ佛獨塊
新聞ノ意向ヲ略記スレハ左ノ如シ

佛國新聞

曩ニメリンノ機關ニシテ今尚政府ノ機關ト稱
スルフレパブリックフランカイズ曰ク、此後公ノ
如キ慧眼ニシテ敏腕ナル公ノ如キ剛毅ニシテ
善良ナル最大補佐官ヲ其後任ニ得ルハ蓋シニ

コラス二世陛下ノ最大課業ナラニ而シテ縱令
何人ノ任命セラル、モ露國外交政策ニハ影響
ヲ及ホサ、ルヘシ、何トナレハ露國政策ハ露帝
國ノ意ニ出ツル所ニシテ大補佐官ハ唯其國意
ヲ言行スル一ノ口管ニ過キサレハナリ然レト
モ公遠逝ノ為ニ陛下ノ漫遊ニ直接ノ影響ナキ
ヤ否ヤハ吾人ノ保スル所ニアラサルナリ云々
又佛國外務省ノ機關ナル「テンプロ」曰クロ公ノ
死去ハ恐ラクハ歐洲平和ヲ破リ革命ノ端ヲ誘
引スルモノニアラサルナキカ然リト雖モ露國

外交政策ハ一變セサルヘシ如何トナレハ其政
策ハ公ノ在否ヲ問ハス一ニ帝意ノ定ムル所ニ
シテ偶以テ公ハ忠實ナル一臣ニ過キサリケレ
ハナリト
而シテ是等皆公ノ後任ニ関シテハ必スヤ公ト
同一ノ思想ヲ有シ其遺策ヲ次クノ人ニアラス
ニハ露皇陛下ハ任命セサルヘシト云ヘリ
又「ゴーリルデユ」ソイル曰ヘラクロ公ノ死ハ
實ニ佛露同盟ニ関シテ重要ノ影響ヲ波及シ且
其後任人ヲ得ルト如何トハ又頗ル重要事ニ屬

ス、故ニ其後任果シテ何人ナルヘキカ是我國政
事家ノ最モ注目スヘキ所ナリ、或ハ現任倫敦駐
在大使スタール若クハ伯林駐在大使ニシテビ
公ノ親友ナルシエバ、ロッパナランカ、或ハ又晚
近コンスタチノールニ於テ偉勳ヲ奏セシ
ネリドツフ若クハ現任維納大使カプニストナ
ランカ、而シテ前二者其一ニ出テハ之吾人ノ寧口
歡迎セサル所ナルモ後者其一ノ手ニ落チンカ
吾人ハ敬意ヲ表スルニ吝ナラサルナリ、要スル
ニ何人ノ任命セララル、ニモセヨ吾人ハ後任ニ

注目ヲ怠ルヘカラス云々

奧國新聞

奧國新聞ハ一樣ニロ公ノ遠逝ハ獨リ少壯ナル
皇帝及奧露一般ニ非常ナル痛恨ヲ與ヘタルノ
ミナラス又奧露兩國間ノ干係ニ一大打撃ヲ與
ヘタリ、特ニ露國カ其後任選擇ニ苦ムト同時ニ
奧國ハ其最モ熱誠ナル友情ヲ以テ親密ノ交誼
ヲ結ビシ一大友ヲ再ヒ得ヘカラサルヲ惜ムト
説ケリ、然レトモ或者ハ歐亞諸國ヲ舉ケテ一露
ノ臣僚タラシメントスル絶大ノ企圖ニシテ將

ニ着々成功セントスルニ際シ、其企圖者ニシテ
而モ實行者タル此偉大政治家ノ筭ヲ易ヘシハ
世界并ニ露國ノ為ニ却テ利益ニアラサルナキ
カト論スルモアリキ
而シテ更ニ露國政策ニ付テハ公ノ死ノ為メニ
變化ナカルヘシト論シテ曰ク、兩國皇帝陛下ハ
ロ公トゴルコウスキー伯トノ間ニナリシ協議
ヲ既ニ承認セラレタリ而シテ其協議ハ種々ノ
問題ニ干係スヘキモ就中土耳其改革ニ對スル
政策ハ其重モナルモノナリキ唯之カ實行ハ歐

州列國共同ニテ當ルカ若クハ一二國ノ決行ス
ル所ナルカ、僅カニ未知ノ問題タルノミ、左レ
ハ其政策ノ變化ナキ知ルヘキノミト
特ニ又フアレムデンブラツトハロ公ノ政策ハ平
和ヲ手段トスルモノニシテ且露國ノ國威ハ公
ノ為ニ得ラレタリト説キ起シ露國ノ政策ニ就
テ曰ク斯ハ公ノ死ニ依テ異動ナカルヘシ蓋シ
露國ノ政策ハ其帝意ニ存スルモノナレハナリ、
其政策ニ異動ナキト共ニ又填露間ノ共同一致
ニ影響ヲ及ホサルヘシ、何トナレハ之レ兩國

政治家ノ妥協シタル所ニシテ良哉如何ナル人
ノ後任トナルモ之ヲ變スヘシトハ予輩ノ想像
スル能ハサル所ナレハナリ云々
最後ニ是等ノ新聞ハ其後任ヲ擬シテ曰クエム
シ、キン、伯爵シエバロツスエムネリドツスエ
ムスタール及カプニスト伯ノ如キ恐ラクハ其
侯補者ナラント

獨逸新聞

アルドイツチヘ曰ク過去ノ事實ニ徴スルモ公
ハ露國ノ為ニ忠誠ナル臣僚タルノミナラス友

邦國ノ為ニ又頗ル重要ナル人タリシナリ而シ
テ今ヲ將ニ歐洲列國外交ハ益至難ノ域ニ進ミ
之ヲ解剖ハ愈公ノ手腕ヲ待タサルヘカラサル
秋ニ際シ、公ヲ失ヒシハ露國及友邦國ノ遺憾ト
スル所ナリト論シ然レトモ之カ為ニ露國政策
ニハ變化ナカルヘシト推シ、更ニ何人カ其後ヲ
襲ヒ公ノ如ク露國政策ヲ決行シ且友邦國トノ
關係ヲ維持スヘキヤト説ケリ
「クロイツガイツング」曰ク公ノ死後第一ニ起ル
問題ハ果シテ何人カ其後任タルヘキカニアリ、

然レトモ縦令何人ノ任命セラレ、ニモセヨニ
コラス二世陛下ノ平和政策ハ依然タルヘシ、但
吾人ノ注目スヘキハ誰カ得テ始メテ公ノ如ク
陛下ヲ輔佐シ公ノ如ク機敏ヲ振ヒ露國ノ課業
ヲ成就スヘキカニアルノミ云々
又各黨派新聞ハ等シク論スラク口公ノ遠逝ハ
政治上重大ナル干係ヲ惹起スルハ勿論ナリト
雖モ、而モ予輩ハ現皇帝陛下カ外交政策ヲ舉ケ
テ公ニ委任セシト、風説ヲ信スル能ハサルナ
リ故ニ公ノ死後陛下ハ尚其政策タル平和主義

ヲ繼續ス可キヤ疑ナシ、而シテ又其後任ハ多分
伯爵シユバロツフナランシ、キンノ後任タラ
シコトハ予輩ノ信據セサル所ナリ何トナレハ
渠ハ刻下重要ノ地位ニ居ルノミナラス若シ渠
ニシテ適任ナリセハギールスノ死後早ク既ニ
之ヲ襲ヒタルヘケレハナリト

本件ヲ摘要セシ新聞

(其二) 九月一日「タイムズ」及全日「スタンダ

ード」

(其三) 九月一日二日「スタンダード」

クリート事件ノ落着書

譯者曰 本件ハ曩ニ其始末ヲ報告セシ
モ當時新聞未着ニシテ落着書ノ詳細ヲ
知ルニ由ナカリシヲ以テ更ニ茲ニ譯出
シヌ

第一條 クリート島ノ太守ハ耶蘇教徒ノ一人ニ

シテ歐洲列國ノ協賛ヲ經テ土耳其帝之ヲ任
命シ其任期ハ五年トス

第二條 太守ハ土耳其帝ノ主權ニ關スルモノ例
ヘハ憲法改正ノ如キヲ除キ議會ニ於テ議決

シタル法律ニ對シ禁止權(可否權?)ヲ有スルモ
ノトス但太守ニシテ此禁止權ヲ議決後二ヶ
月内ニ行ハサルトキハ該法律ヲ承認シタル
モノトス

第三條太守ハ島内ノ秩序安固ヲ維持スル為メ
該島駐在ノ土耳其兵ヲ指揮命令シ及使用ス
ルコトヲ得

第四條太守ハ或ル高官ヲ除キ其他ノ官吏ヲ任
免黜陟スルヲ得

但其任免シ得ヘキモノト否ラサルモノト

ハ別ニ土帝之ヲ定ム

第五條島内官吏ノ内其三ノ二ハ耶蘇教徒ヲ
用ヒ其三ノ一ハ回教徒ヲ用ユヘシ

第六條議員ノ撰舉及其撰舉シタル議會ノ開會
ハ每二年ヲ以テシ其會期ハ四十日以上八十
日以内トス

議會ハ二年繼續ノ豫算ヲ議シ其議決ハ出席
議員多數ノ決スル所ニヨルモノトス
議案及建議ハ太守若クハ議員ノ提出ニ係ル
モノトス

島ノ憲法ヲ改正スヘキ建議ト雖モ議員三分ノ二以上ヲ以テ可決シタルトキハ有効ナルモノトス

新ニ設定スヘキ法律ハ其何種ヲ問ハス議會ノ議決ヲ經スルハ執行力ナキモノトス

第七條、豫算増加ノ建議ハ太守若クハ内閣若クハ充分權能アル部局ノ提出シタルモノニアラサレハ議會ハ論議スルノ義務ナシトス

第八條

一節、千八百八十七年ノフロイヤマン規則即

諛島海關稅ノ半額ヲ諛島ノ收入トナスノ規則ハ依然有効ノモノトス

二節、輸入煙草ニ對スル課稅ハ諛島ノ所得タルヘシ

三節、議會ノ議決シタル豫算外ノ超過ハ土政府ノ負担スル所トス

第九條、警察官制度設定ノ為メ歐州官吏ヲ混入シタル委員ヲ設ケ之ヲ制定セシムヘシ

第十條、外國法律家ヲ混入シタル委員ヲ組織シ司法制度ノ改正ヲナス

第十一條、書籍新聞、發行及活版印刷學會等ノ
設立ハ法律ニ從ヒ太守ノ許否スル所トス

第十二條、ベニガン國ヨリ移住セントスル者ハ
必ス太守ノ許可ヲ要シ且太守ハ一端許可セ
シモノト雖モ島内ノ秩序安固ヲ維持スル為
メニハ之ヲ放逐スルノ權能ヲ有スルモノト
ス

第十三條、現在ノ島政ヲ整理スル為メ千八百八
十八年ノ法律ニ則リ速ニ選舉ヲ行ヒ六月
内ニ第一議會ヲ召集スルモノトス

第十四條、諸列國ハ以上ノ規定ヲ執行セラル、
ニ於テ満足ヲ表スルモノトス

記名

- テウイツク
- カリス
- エー、パンサ
- ネリドツフ
- エム、エツチヘルバート
- サウルマダエルチ
- ゲエーデーラボリニール

以上ハ六列國代表者ノ起草シ土帝ノ承認シテ

公布ニタルモノナリ

(右) 九月十二日 タイムス

